

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成29年6月21日

北海道博物館長 石森秀三

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- (1) 業務名 北海道開拓の村展示・体験ブース整備委託業務
- (2) 業務の目的及び内容
北海道開拓の村は、開拓時代の建造物等を移築・復元して保存するとともに当時の情景を再現展示して、北海道の開拓の歴史を身近に学ぶことができる野外博物館であり、道内外をはじめ海外からの観光客にも来村いただいている。
来村者、特にインバウンド（外国人旅行者）の関心が「モノ」から歴史・文化などの「コト」に移っている中、村における体験機能等を強化し施設の魅力を十分に引き出すため、旧小川家酪農畜舎及び旧菊田家農家住宅の展示及び体験ブースを整備する。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成30年3月20日（火）
なお、建造物改修工事を行っているため、現地での施工は概ね11月からを予定。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 法人（団体を含む。以下同じ。）又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）のいずれかであること。
- (2) 都道府県立の博物館等（これらと同規模の博物館等を含む。以下同じ）における、歴史的・文化的に貴重な資料（国または地方自治体の指定文化財もしくはそれらと同等と認められる資料）に関する展示業務、及び博物館等における体験型の装置、機器、用具等の製作に関する業務を履行した実績を有すること。ただし、コンソーシアムにあっては、これらの業務の実績を構成員のいずれかが有すること。
- (3) 単体の法人若しくは団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 道内に営業・運営拠点を有する法人又は団体であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - ク コンソーシアムの構成員が単体の法人若しくは団体又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。
 - ケ 団体においては、団体の規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、4の説明書に定める

資格審査申請書をアからウまでに定めるところにより提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限

平成29年7月4日(火)午後5時まで(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(配達証明、簡易書留、書留のいずれか)により提出。

ただし、持参による提出の場合の受付は、月曜日を除く午前9時から午後5時30分(提出期限の日においては午後5時)まで

ウ 提出場所

下記10に記載の場所

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 説明書の交付に関する事項

企画提案に係る説明書の交付は、次のとおりとする。

(1) 直接交付

ア 交付場所

下記10に記載の場所

イ 交付期間

平成29年6月21日(水)から平成29年7月4日(火)まで

ただし、月曜日を除く午前9時から午後5時まで

(2) ホームページからのダウンロード

ア ホームページのURL

<http://www.hm.pref.hokkaido.lg.jp/>

イ 交付期間

平成29年6月21日(水)から平成29年7月4日(火)午後5時まで

5 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成29年7月19日(水)午後5時まで(必着)

(2) 提出場所

下記10に記載の場所

(3) 提出方法

上記3の(1)のイに同じ

6 ヒアリングの実施

(1) 場所：北海道博物館会議室

(2) 日時：平成29年7月21日(金) 時間、留意事項等は、別途通知する。

(3) ヒアリングで使用する資料は、企画提案書のみとし、追加資料の配付は認めない。

7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

8 最良の提案をした者の選定方法

北海道博物館等の職員により組織した審査会において、提出された提案書について、ヒアリングを実施し、当該提案書をあらかじめ定めた評価基準及び審査方法により評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

9 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

10 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道博物館 総務部総括グループ
- (2) 所在地 郵便番号 〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2
- (3) 連絡先 電話番号 011-898-0456
ファクシミリ 011-898-2657
メールアドレス hokkaido.museum@pref.hokkaido.lg.jp

11 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (3) 特定者と契約を締結するに至った場合は、特定者の企画提案書は、契約の仕様の一部とする。
- (4) 詳細は、説明書による。